

平成24年（ワ）第430号 川内原発差止等請求事件

平成24年（ワ）第811号 川内原発差止等請求事件

平成25年（ワ）第180号 川内原発差止等請求事件

平成25年（ワ）第521号 川内原発差止等請求事件

原告ら準備書面9

平成26年3月14日

鹿児島地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 森 雅 美

同 板 井 優

同 後 藤 好 成

同 白 鳥 努

外

本書面においては、単に「被告」とした場合には、特に断らない限り被告九州電力を指し示すものとする。

第1 被告準備書面1「第1『第2 被告九州電力に対する求釈明事項』について」
についての反論ないし原告の主張など

1 求釈明事項1（放射能汚染の除去の可能性の存否）に対する被告の回答について

被告は、「福島第一原子力発電所と同規模の事故と放射能漏れが発生した場合の汚染の除去については検討した事実はない。」（被告準備書面1・5頁6行）とする。

しかし、原発事故による大規模な放射能漏れが発生した場合、周辺海域、山林も含め広範な地域に放射能汚染が発生することは、福島原発事故の現実からしても明らかである。

今日、原子力規制委員会においても、福島原発事故の現実と教訓に照らして、従前の安全基準の考え方に誤りや不十分な点があったことを認め、そのことを前提に原発の安全基準とこれに基づく安全対策を全面的に見直しており、被告も含め原発を保有する全国の電力会社は、その安全対策と原発稼働運用上の諸問題に対処しようとしているのである。

福島原発事故の深刻な状況を全国民が目のあたりにしている今日、自らが保有、管理する原発について福島原発事故をくりかえさないということと、不幸にして万が一同様の事故が発生した場合に備えて、補償問題も含めてこれに対する十分な備え、対応策を研究、検討しておくことは、放射能漏れによる環境汚染が皆無とは決していえない原発稼働を主張する電力会社としては当然の責務というべきである。

とくに福島原発事故でも示されたような放射能漏れによる広大な地域の放射能汚染とその除去の問題は、原発事故の被害の中でも今日の最大級、最重要の問題の一つであり、原発の稼働を行おうとする電力会社がこの問題——即ち、万が一放射能漏れによる環境汚染が発生したらこれをどうするか——に無関心を装い、この問題を完全に無視して通りすぎようとすることは絶対に許されな

いことである。

被告は、「放射能漏れが発生した場合の汚染の除去については検討した事実はない。」と回答するが、このような原発事故の最重要の問題について一度も検討もしたこともないということは、原発を管理しようとする電力会社として驚くべき怠慢であり、このような被告に原発を保有し、これを稼働させる資格はないとう他ない。

原告らは、そもそも、原発事故による放射能汚染の十分な除染は不可能と考えている。たとえば、福島原発事故についてみるに、河川、海（海底も含む）の除染は技術的に不可能であるし、山林の除染も、理論上は可能かもしれないが、その広大さ、樹木が生茂り、険しい崖、谷、岩山等も各所に存在すること等の除染困難な地形から考えると、主要汚染地域とされる福島県、岩手県、宮城県、茨城県全域の山林を対象とする除染は、技術上も、経済上も、事実上不可能である。

被告が仮に除染問題についてまじめに検討したとしても、おそらく、放射能汚染の完全な除去が可能であるということにはならない（もちろんその根拠も示すことはできない）はずであるし、仮に全ての除染が可能であったとしても、何十兆円かかるかわからないような除染費用を被告が負担できる能力がないことは火をみるより明らかである。

原告らは、被告が述べているように除染問題につき何らの検討もしようとしなかったのであれば、被告自身が以上のことを最初から熟知しており、検討のしようがなかったからではないかと考えている。

2 求釈明事項2（使用済核燃料の貯蔵能力と処理問題）に対する被告の回答について

被告は、

「使用済燃料については、貯蔵状況等を総合的に勘案し、再処理工場へ計画的に搬出・再処理することで、貯蔵余裕を確保していく予定である。

このため、貯蔵余裕がなくなった場合のような仮定に基づく計画はない」と回答している（被告準備書面1・6頁7行）。

被告は「再処理工場へ計画的に搬出、再処理する予定」と述べるが、再処理が可能な肝心の再処理工場は現在我国には存在しておらず、稼働の目途もたっていない（むしろ、将来にわたって稼働は困難であるという意見も有力にいわれている）。

このような現実があるにも拘らず、被告が再処理工場への搬出、再処理を予定するというのはどのような根拠があるというのか、その具体的根拠はなんら示されていない。

また、被告は「貯蔵余裕がなくなった場合の仮定に基づく計画はない」という。

しかし、被告の回答によっても12年後には被告の貯蔵余裕がなくなる（被告準備書面1・6頁4行）ということであり、被告が頼りにする再処理工場の稼働も目途がたたない現状で、使用済燃料の安全処理について何らの計画も有していないのは無責任極まる話である。このままでは近い将来、貯蔵余裕がなくなるというのは仮定の問題ではなく、まさに現実の問題であり、再処理工場が稼働できて使用済燃料の再処理ができるようにすることの方がまさに「仮定に基づく計画」というべきものである。

3 求釈明事項3（原発大事故の被害に対する九電の賠償能力について）に対する被告の回答について

被告は、本求釈明については仮定に基づく求釈明であって釈明の限りでないとする（被告準備書面1・6頁14行）。

しかし、原子力規制委員会が定め被告自身が準備し、実行しようとしている原発の安全対策、事故時の対応準備は、全て諸々の原因による重大事故発生を仮定してのことであって、原発事故に関する問題である以上、仮定にもとづく釈明だから、これに答える要がないというのは理由にならない。

そもそも、原発の重大事故が発生すれば甚大な損害が発生し、当然にこれに対する電力会社の損害の賠償能力は問題になるのであって、原発事故を考える場合これは避けてとおれない問題である。

しかも、本釈明は福島原発事故により現実に発生している巨額の損害の事実をふまえての原告ら住民としては最も関心を有している質問であり、何らの根拠もないというものではない。

被告が10兆円を超えるような原発事故の損害を賠償する能力がないことは明らかと思われるが、被告は、「保険会社との間で原子力損害賠償責任保険契約を締結するとともに国との間で原子力損害賠償補償契約を締結している。

また、賠償責任保険及び賠償補償契約を超える賠償リスクに備えるため、『原子力損害賠償支援機構法』（平成23年8月10日法律第94号）に基づき原子力損害賠償支援機構が設立され、原子力事業者の損害賠償のために必要な資金の交付等を行うことができるとされている。」

として最終的には国（原子力損害賠償支援機構）からの資金交付を受けられることができると説明している（被告準備書面1・6頁下から8行）。

しかし、いかに国の資金交付といえども数兆円に及ぶような資金交付が可能であるかは極めて疑問である上に、仮にこれが可能であるとしてもそれは原発稼働による利益は最大限享受しておきながら、原発稼働のリスクとして事故時の損害を賠償できない分は国民の税金から負担してもらえばよいという極めて虫のよい考え方であり、到底認めることはできない。

そもそも、一たん大事故が発生すれば未曾有の被害が発生することは明らかであるにも拘らず、事業者はもちろん誰もその損害も十分に支払えないような危険性、可能性を有する事業を行うこと自体、今日の社会においては許されないことといわねばならない。

4 求釈明事項4（汚染水の処理問題）に対する被告の回答について

被告は、福島第一原子力発電所における正確な汚染水の実態を把握していないため、釈明をさし控えると回答する（被告準備書面1・7頁3行）。

福島原発事故に伴い発生している汚染水の処理問題は、今日に至っても進行中であり、明らかな解決の目途さえたっていない深刻な問題であることは周知の事実である。

このように一たん原発に大事故が発生すれば、このように深刻な汚染水問題が発生する危険のあること、それが容易に解決できるものでないことは、福島原発事故が示したその重大な教訓の一というべきである。

このように福島原発事故で示された重要な教訓と課題について今後原発を取扱おうとする電力会社がこの教訓を十分に検討、研究し、これをくり返さない対策を備える努力をしておくべきことは当然の義務である。

被告は汚染水の正確な実態を把握していないと主張するが、たしかに、原発内部に人の立ち入りができない状況下で、汚染水の正確な実態を把握しえないのは当然であり、それは被告に限られることではない（当の東電も国も正確には把握できていないということが実態であろう）。

しかし、だからといって、汚染水の対策の問題について電力会社が事故の把握の努力も何らの検討もしなくてよいということにはならない。

事故後の原発の状況から汚染水の完全な把握はできなくとも、可能な限りの把握を行い、汚染水対策についても真剣な検討、研究を行うというのが電力会社が本来とるべき対応であろう。

例えば、福島原発内部に立入れない状況下で未だに事故原因の正確な把握ができてない状況であるが、だからといって可能な限りでの事故の原因究明や、事故対策検討の努力をしないでよいということにはならないだろう。

完全に正確な汚染水の実態はともかくも、すでに報道されていることから明らかなように、現在の状態でも把握できる実態は相当程度存在しているのであって、こうして把握可能な範囲でも、その汚染水の漏出に対する最終的処理が実現

可能か否か、可能であればどのようにして実現するかについてのしかるべき具体的対策を当然に検討しておかなければならないことである。

それとも、被告は汚染水の実態を完全に把握できない限り、汚染水の発生と流出に対する対策は考慮しなくともよいというのであろうか。

福島第一原発の廃炉ができていない状況下において、現在でも、毎日、大量の汚染水が発生しており、非常の措置として、現在は急遽構築された保管用のタンク地下プールに収納、保管されてきているが、このような保管方法も近い将来限界となるおそれがあるとされている。

他方、汚染水の処理自体は、全く目途が立っていない。

そうすると、増え続ける汚染水は、将来は海その他に投棄する他、処理方法がなくなるのではないかと危惧されるのは当然のことである。

原告らも全く同様の危惧をいんでいるが、そうなれば、汚染水により海または土壌、地下水の汚染に関して、とりかえしのつかない事態が重ねて発生することになる。

現状のまま進行すれば汚染水問題は解決するどころか、ますます悪化するのではないか。

このように汚染水問題が何ら解決する見通しもなく、これに対する何らの抜本的対策も定立されていない現状下で、原発の見切り発車的稼働は到底許されないものである。

そこで原告らは被告に対し、

「被告は、このような危険な状態については、これを確実に回避できる、即ち、現在大量に発生し続けている福島第一原発からの高濃度の放射能汚染水の最終的処理が実現可能と考えているのか、可能だとすれば、どのような根拠で、いつ頃までに可能と考えているのか、明らかにされたい。」

という点について求釈明しているのである。

これに対し被告が汚染水の実態を把握してないという理由で何らかのまとも

な回答もできないのであれば、被告に原発稼働を主張する資格はないのであって、直ちに稼働を断念することを求める。

5 求釈明事項5（原発に万が一の事故が発生してもやむなしと考えてよいか）に対する被告の回答について

被告は、これについては、「万が一の原発からの放射性物質の大規模な放出事故の発生を避けるべく全力を挙げている。」と回答するのみである（被告準備書面1・7頁16行）。

しかし、原告らが本文で問うているのは、被告は、「原発には万が一の事故も発生してはならない」と考えているのか、それとも、「万が一の事故の発生はやむをえない」と考えているのか、ということである。

これに対して、被告は、「万が一の事故の発生を避けるべく全力を挙げている」というが、これでは原告の間に回答したことにはならない。

被告がいかに全力を挙げようと、被告が原発安全対策の基準とする今日の安全基準が原発事故を絶対的に防止するという前提のものではない以上、万が一の事故発生はありうることになるのである。

国の原子力規制委員会の新規制基準もこれに基づく被告の安全対策も原発の絶対的安全性の保証までは想定されていない以上、「万が一の事故発生はやむなし」という考え方でなされているというべきである。

このように考えると、被告は、川内原発に万が一の事故が発生してもやむなし（万が一の事故の発生も存在しえないような完全な絶対的安全対策はとりえてない）という立場であるとしか考えられない。

なお、原告は、原発に一たん大事故が発生するととり返しのつかない被害を生ぜしめることからすると、「万が一の事故発生」は許されるものではなく、これをやむをえないとして肯定することは到底認められないと考えている。

6 求釈明事項7（危険な原発をあえて使用する理由）に対する被告の回答について

被告は、①エネルギーの安定供給、②環境保全の要請（地球温暖化対策）、③経済効率性を掲げ、これらが原発を使用する理由であるとする（被告準備書面・18頁下から2行、被告答弁書33頁）

たしかに、これらが、被告が電力のエネルギー源として原発を使用しようとする理由ではあろうが、これらの理由が仮に全てなりたつたとしても（原告らはいずれの理由についても疑問があるが）、原告らが釈明を求めている大事故の深刻な危険を有する原発をあえて使用する理由になりえるかは極めて疑問である。

即ち、原発の使用が被告主張のように「エネルギーの安定供給」や「経済効率性」に仮に貢献できたとしても、他のエネルギー源があるにも拘らず、とりかえしのつかない大事故の危険を有する原発を使用する理由にはなりえないからである。

とくに「環境保全の要請」に至っては、原発事故による放射能もれや汚染水の発生、原発稼働による処理できない放射能廃棄物の恒常的排出等を考えると、むしろ、原発稼働によって逆に環境は破壊される危険を常に有しており、電力エネルギー源としてあえて原発を使用しなければならない理由には到底なりえないものである。

今日、原発以外に電力のエネルギー源として使用されているもの（水力や火力が中心ではあるが）においては、事故の際に原発事故に比されるような重大事故発生の危険を有するものは一つもない。

他方、「エネルギーの安全供給」といった観点からいえば、水力、風力、太陽光等をはじめ自然エネルギーの利用の方向がウランを使用する原発と比べても格段に優れている一方、「経済効率性」についても、他の電力エネルギー源（火力、水力等）が、原発の有する重大な危険性を覚悟しなければならない程劣っているわけでもない。

万が一経済効率が原発にあるために電気料金が多少低めにできたとしても、電力受給者としての国民の多くが原発の危険を覚悟してまでそれを求めていると

は考えられない。

第2 被告に対する再度の求釈明

1 被告準備書面1・第1における、求釈明事項6（大事故の発生の可能性について）に対する被告の回答について

被告は最大時には東北地震よりも大きな被害が想定される南海トラフ大地震が発生する可能性を認めるが、そのような大地震が発生したと仮定しても本件原発には影響がないとする（被告準備書面1・8頁16行）。

しかし、国の新規制基準も大まかにいえば福島第一原発事故を発生せしめた規模の地震・津波に対しても安全が保てることを前提に設定されていると考えられ、被告の安全対策もそのことを念頭においてなされようとしていると思われるが、しかし、東日本大震災をこえる地震・津波についてはそれが原発の安全性にどのような影響を与えるかについては、(現代の我々はまだ誰も経験していないことからしても) まだ不明な部分もかなり多く（ある意味では不明、不確かな部分ばかりといっても過言でないだろう）、影響ないとは到底断定できないはずである。

このように、正確にはその被害の規模が予測不可能な南海トラフ大地震の発生に対して、本件原発が何故影響がないと断定できるのか、その理由と根拠について明らかにされたい。

2 被告準備書面1・第3の4項（相対的安全性、安全設計審査指針の失効に関する部分）について

(1) 「4（1）」について（被告準備書面1・第3における。以下同様）

原告としては、被告に対して、①安全設計審査指針類は技術基準の前提となるものであること、②前者が見直されれば後者も当然見直されるべきであることを知らないし否認するとした被告に対し、不知であるか否認であるか、また、否認であればその理由につき求釈明した（被告答弁書に対する求釈明

29頁下から5行参照)。

しかるに、被告は、この点について、安全設計審査指針類及び技術基準とは何かという説明を述べたにすぎず、上記①及び②の点について不知であるのか否認であるのかなどにつき、なんら回答されていない。

被告は、安全設計審査指針及び技術基準に基づいて原発を設置、管理しているのであるから、これらの関係について回答されることは容易であるはずである。

むしろ、このようなことまで被告が回答されないのであれば、本訴訟の争点が増加し、訴訟が徒らに長期化することになりかねない。

安全設計審査指針及び技術基準の関係に関する原告の主張につき、被告は否認であるのか不知であるのか、不知であるとすればその理由はいかなるものかについて、重ねて被告に対して求釈明する。

(2) 「4 (2)」について

ア 被告は、①において、「安全審査指針類は相互に関係しており、安全設計審査指針における指針27のみをとらえて、その是非について認否を行うことはできない。」としている。

しかし、安全設計審査指針における指針27は、長期間にわたる全交流電源喪失は考慮しなくてもよいとするものであり、安全審査指針類の他の規定との関係をもちだすまでもなく、その内容は明快である。

したがって、福島第一原発事故において10日以上にわたって全交流電源が喪失したことについて不知であるのか否認であるのか、あるいは、安全審査指針27が誤りであった旨の原告の主張が不知であるのか否認であるのか回答されるよう、重ねて被告に対して求釈明する。

なお、被告が、「安全審査指針類は相互に関係しており、安全設計審査指針における指針27のみをとらえて、その是非について認否を行うことはできない」とする回答をどうしても維持されるというのであれば、安全

審査指針 27 の是非のみの認否ができないことは、安全審査指針の他のいかなる指針といかなる相互関係があることによるものか、具体的に明示されたい。

イ 被告は、②において、「13台あった非常用ディーゼル発電機のうち12台が起動しなかった」ことは否認するとしたが、あらためて、「津波到来によって・・・11台が停止したとされている」と主張している。

かかる主張を前提として、原告が「一つの系に複数の安全設備を設けていても、・・・同時故障があり得るのは見やすい道理であり、単一故障の考え方が誤りであることも明らかである」（訴状34頁下から8行）と主張していることにつき争うということなのか、明らかにするよう、求釈明する。

2 被告準備書面1・第3の5項（「本件各原発で爆発事故が起こる危険性」に関する部分）について

(1) 「(1) ⑤ (オ) 本件各原発を襲った鹿児島県北西部地震について」について

平成9年5月19日の鹿児島県北西部地震において観測されたデータ、少なくとも、データが欠如していないものについては、いかなる地点において、最大の加速度は何ガルであったのか、開示すべきである。

(2) 「(1) ⑧ (ク) 地震動による配管断裂の危険という点について」について

ア 「イ 第二について」について

被告は、「原告ら独自の見解」であるとして、「認否の限りではない」としている。

しかし、民事訴訟はそもそも当事者の見解を互いに主張するものであり、認否をしない理由になっていない。

被告は、この点につき、あくまでも「原告ら独自の見解」であり理由が

ないと考えているのであれば、否認すべきである。

すなわち、被告は、原発の耐震性において、配管が一瞬で破壊される破断事故が生じる可能性を問題にする事自体必要ないと考えているのか否か、明らかにされるよう、求釈明する。

イ「ウ 第三について」について

被告は、③及び⑤について、原告らの独自の見解であり、認否の限りではないとしているが、これが認否をしない理由にならないことは、上記アと同様である。

③は、大地震によってECCSの配管だけが破断を免れることが可能か否かという問題であり、本件原発の安全性につき責任を有している被告としては、当然に把握しているはずの事柄である。

また、⑤は、欠陥を含む溶接個所は地震動で破壊する可能性が最も高くなるか否かという問題であり、この点についても、本件原発の安全性につき責任を有している被告としては、当然に把握しているはずの事柄である。

よって、これらの点について、改めて認否するよう、被告に対して求める次第である。

(2)「(5)②(イ)使用済み燃料について」について

被告は、「本件各原発の運転によって生み出される膨大な使用済み核燃料は、敷地内にたまり続けている」ことを原告らの見解だとして、認否をしていない。

しかし、使用済み核燃料が敷地内にたまり続けているか否かは、「見解」ではなく、事実なのであり、被告としては、当然に知っているはずである。

そして、被告は、「使用済燃料は、再処理施設で再処理することになっている」（被告準備書面1・34頁18行）として、将来の予定を述べているものの、現時点で再処理されているとは主張していない。

そのため、被告の主張をもとにすると、「本件各原発の運転によって生み出される膨大な使用済み核燃料は、敷地内にたまり続けている」ことを認めてい

るとも思われるが、このような理解でよいか。

また、被告は、前述のように、「使用済燃料については、再処理施設で再処理することになっているとしている」以上、いかなる再処理施設が、いかなる時期に稼働するのか、また、かかる施設がなぜ稼働する見込みといえるのかを具体的に回答されたい。

なお、仮に「膨大」である部分が「原告の見解」だとして、認否をしない理由としているのであれば、被告は、まずは、「本件各原発の運転によって生み出される使用済み核燃料は、敷地内にたまり続けている」ことについて認否されたい。また、敷地内に貯蔵されている使用済み核燃料の量を回答されたい（被告は、850 tの使用済み燃料を貯蔵している旨の原告の主張（訴状・53頁5行）について否認する（被告準備書面1・37頁13行）としており、被告自らが貯蔵している使用済み燃料の量について明確にしていない。）。

3 被告準備書面1・第4の「第5 訴状記載の請求原因の『第5 原子力発電の反公共性・反倫理性』に対する被告の認否について」に対する回答について

(1) 「1 (1) ④ivの主張について」について

原告は、訴状において、使用済み核燃料の再処理技術は、国内外を問わず、未確立のままであることを主張し、それに対し、被告は、これを否認し、「日本国内でも日本原燃株式会社の六ヶ所村再処理工場では技術的に困難な問題はなく、適切に課題解決に取り組むことにより確実にしゅん工できる見込みである」と主張する（被告準備書面1・36頁15行）。

しかし、「六ヶ所村再処理工場では技術的に困難な問題はな」といとは、どういう意味か明らかにされたい。

次に、「適切に課題解決に取り組む」とあるが、六ヶ所村再処理工場が抱える課題の内容を明らかにされたい。また、課題を解決するための方策について、具体的な計画の有無、及び計画があるとすれば、その詳細を明らかにされたい。

また、「確実にしゅん工できる見込み」とあるが、その時期を明らかにされた

い。

(2) 「1 (2) ①イ」について

被告は、「六ヶ所村再処理工場の技術的な問題は解決された」と主張するが、その内容を明らかにされたい。

第3 訴状の訂正

訴状の50頁13行において、プルトニウム239が4096分の1になるのは「96万年を要する」としているが、これを「28万9200年を要する」に訂正する。

第4 その他

原告ら準備書面5にて、原告らの請求は、権力的行為ではなく、非権力的行為によって原子力発電の操業を停止させるものであることについて、追って主張を補充する予定である旨記載したが、準備書面5に対する被告国の認否、反論などをみたうえで、追って補充の要否について検討する事とさせていただきたい。

以 上